破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７３号
函館市桔梗町426番地20
債務者　田邉　丈二
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで　函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１２３号
北海道北斗市久根別１丁目２番10号
債務者　佐々木美香
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで　函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１２６号
函館市上湯川町32番３―302号
債務者　吉川　修二
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで　函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２３号
岐阜県養老郡養老町蛇持175番地１
債務者　佐竹　隆裕
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
北海道北見市留辺蘂町旭南56番地２　旭南団地１号棟303
債務者　近藤　智美
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第１１７号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形111番地　セントラルビレッジ204、旧住所群馬県高崎市箕郷町上芝169番地１　クインテットＡ203号
債務者　金井　和也
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２０号
千葉県木更津市清見台東３丁目５番17号
債務者　石川あさみ
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第２７号
千葉県木更津市長須賀2409番地１
債務者　佐々木浩晃
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１６号
新潟県柏崎市希望が丘９番１―204号　県営半田住宅１号棟
債務者　吉田　尚子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第９９号
愛知県小牧市間々本町139番地　ロイヤル大野202号室、従前の住所愛知県一宮市丹陽町伝法寺字西野田3101番地　ユナシア雅Ａ102号
債務者　小川　真吾
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７０号
名古屋市中川区横堀町３丁目１番地の１
債務者　酒井　裕規
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４１６号
名古屋市中川区愛知町10番16号　レオパレス黄金第２　205号
債務者　志水　一也
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４５１号
名古屋市港区野跡５丁目３番１―104号（稲永荘）
債務者　鍛治　豊一
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５号
岩手県奥州市水沢区太日通り３丁目６番25号
債務者　津田ふさ子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第３０７号
さいたま市桜区大字塚本414番地55
債務者　平本　　努
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３６２号
さいたま市南区辻４丁目16番11号　コーポシャトル101
債務者　小泉美智子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３２号
埼玉県草加市弁天２丁目１番11―201号
債務者　山本　克彦
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係